

当事務所の基本手数料は、

- 登記申請手数料
- 協議書作成手数料
- 必要書類取得代行手数料(実費込)

の**3つの合計額**(税別)



費用が明確で
分かりやすい!

※お客様の状況に合わせて、節約が可能です。

相談は何度でも無料! 相続関係説明図作成も無料!



おトク!

□登記申請手数料(1申請あたり・1法務局あたり)

基本手数料	加算額①	加算額②
30,000円 (不動産の固定資産税評価額 1,000万円まで)	4,000円 (不動産の固定資産税評価 額1,000万円ごとに)	1,000円 (不動産1個につき)

シンプル・標準モデルはココ!

ex(1) 評価額合計1,500万円の土地・建物(合計2個)を1人に相続登記した場合の
登記申請手数料⇒35,000円(3万円+4千円+1千円)

ex(2) 評価額500万円の土地を子Aに、
評価額800万円の土地を子Bに、相続登記した場合、
2申請となり、登記申請手数料⇒60,000円(3万円+3万円)

申請2件モデルはココ!

ex(3) 鹿児島地方法務局本局管轄の土地・建物(評価額合計1,500万円)と
鹿児島地方法務局川内支局管轄の土地(評価額500万円)を、1人に相続登記した場合、2申請となり、登記申請
手数料⇒65,000円(3.5万円+3万円)

ex(4) 数次にわたり相続が発生してる場合、申請が複数になることがあります。⇒個別にご相談ください。

□「遺産分割」協議書作成手数料

基本手数料	加算額①
8,000円	3,000円 (相続人1人につき)

ex(1) 相続人が3名の場合⇒17,000円 ← 標準・申請2件モデルはココ!

- 《ポイント》① すでに登記申請に利用可能な遺産分割協議書がある場合
② " 遺言書がある場合
③ " 調停調書がある場合
④ 相続人が法定相続分で相続登記する場合

⇒この手数料は「0」円!!

□必要書類取得代行手数料(戸籍謄本・住民票・評価証明書など)

1通あたり1,200円(実費込み)

ex(1) 被相続人の出生から死亡までの戸籍(除籍)謄本等一式、相続人の戸籍抄本、
住民票等必要書類一式を代行取得した結果10通でした。⇒12,000円 ← 標準・申請2件モデルはココ!

《ポイント》ex(2) 銀行の預金解約手続きのために、戸籍謄本等の必要書類一式はすべて自分で集めました。

⇒この手数料は「0」円!!